

第 7 1 7 号
平成26年 1 月10日 発行

天理市公報

発行 天 理 市
編集 総務部総務課

目 次

条 例	番号	頁数
・ 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	31	2
・ 天理市立休日応急診療所条例の一部を改正する条例	32	14
・ 天理市営住宅条例の一部を改正する条例	33	15
・ 天理市議会の審議機能を強化するための政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例	34	15
・ 天理市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	35	17
規 則	番号	頁数
・ 天理市公印規則の一部を改正する規則	29	18
・ 天理市会計規則の一部を改正する規則	30	19
・ 天理市屋外広告物の設置許可等に関する規則の一部を改正する規則	31	20
告 示	番号	頁数
・ 放置自転車等の保管について	400	22
・ 放置自転車等の保管について	401	22
・ 放置自転車等の保管について	402	23
・ 放置自転車等の保管について	403	23
・ 放置自転車等の保管について	404	23
・ 放置自転車等の保管について	405	24
・ 放置自転車等の保管について	406	24
・ 放置自転車等の保管について	407	25
・ 放置自転車等の保管について	408	25
・ 放置自転車等の保管について	409	25
・ 放置自転車等の保管について	410	26
・ 放置自転車等の保管について	411	26
・ 放置自転車等の保管について	412	27
・ 平成25年度天理市一般会計補正予算(第4号)等の要領について	413	27
・ 放置自転車等の保管について	414	44
・ 公示送達について	415	44
・ 放置自転車等の保管について	416	44
・ 放置自転車等の保管について	417	45
・ 公示送達について	418	45
公 告	番号	頁数
・ 一般競争入札について	46	45
・ 一般競争入札について	47	50
・ 農用地利用集積計画について	48	55
教育委員会	番号	頁数
・ 定例教育委員会の招集について	17	55
農業委員会	番号	頁数
・ 農業委員会の招集について	13	55
議 会	番号	頁数
・ 天理市議会会議規則の一部を改正する規則	1	55
公営企業	番号	頁数
・ 一般競争入札について	35	55
・ 平成25年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について	36	60
・ 天理市指定給水装置工事事業者の指定について	10	60
・ 平成25年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について	37	60
・ 平成25年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について	38	60

条 例

(平成25年12月27日揭示済)

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成25年12月27日

天理市長 並 河 健

天理市条例第31号

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(天理市文化センター条例の一部改正)

第1条 天理市文化センター条例（昭和62年12月天理市条例第25号）の一部を次のように改正する。
別表を次のように改める。

別表（第7条、第9条関係）

天理市文化センター施設使用料

(単位 円)

区分		9:00 ～ 12:00	13:00 ～ 17:00	18:00 ～ 21:30	9:00 ～ 17:00	13:00 ～ 21:30	9:00 ～ 21:30	超過料金 1時間 につき
展示ホール		4,110	5,650	6,680	11,310	13,370	18,510	1,540
文化 ホール	平日	4,620	6,170	7,200	11,820	14,910	20,570	2,050
	土・日曜日	5,650	7,710	8,740	14,910	18,510	25,710	2,050
和室（梅）		920	1,230	1,540	2,570	3,080	4,110	300
和室（銀杏）		920	1,230	1,540	2,570	3,080	4,110	300
和室（杉）		610	820	920	1,540	2,050	2,570	200
会議室		1,020	1,540	2,050	3,080	4,110	5,140	410
オーディオルーム		1,540	2,050	2,570	3,600	4,620	6,170	510
視聴覚室		1,540	2,050	2,570	3,600	4,620	6,170	510
冷 暖 房	展示ホール	1時間につき 820						
	文化ホール	1時間につき 1,540						
	その他の施設	各室	1時間につき 150					

備考

- 1 1時間未満は、1時間とみなす。
- 2 入場料等を徴収する場合は、上記使用料（冷暖房料を除く。）の倍額とする。
- 3 入場料等を徴収する場合とは、次の場合をいう。
 - (1) 入場料を徴収する場合
 - (2) 会費又は協力費を徴収する場合
 - (3) 商品等の売上高により招待券を発行する場合
 - (4) その他これらに準ずる場合
- 4 冷暖房使用期間
 - 暖房 12月1日～3月15日
 - 冷房 7月1日～9月15日
 ただし、寒暖により上記月日を変更する場合がある。

設備等使用料

文化ホール

(単位 円)

	品名	使用料4時間まで	超過料金1時間につき
舞台設備	指揮台	300	80
	指揮者用譜面台	200	50
	譜面台	100	30
	山台(1台)	100	30
	金(銀)屏風(1枚)	1,020	250
	演台	300	80
	司会者台	200	50
	花瓶	200	50
音響設備	拡声装置(マイク2本付)	2,050	510
	コンデンサマイク(1本)	1,020	250
	エレベーターマイク	820	200
	ダイナミックマイク(1本)	300	80
	ワイヤレスマイク(一式)	820	200
	レコードプレーヤー	510	130
	テープレコーダー	510	130
	三点吊マイク	360	90
	マイクスタンド(ブーム型1本)	200	50
	マイクスタンド(床上型1本)	150	40
	マイクスタンド(卓上型1本)	150	40
	ステージスピーカー(一式)	720	180
	ビデオレコーダー(VHS・β)	820	200
	照明設備	フットライト	230
ボーダーライト		300	80
アッパーホリゾンライト		300	80
ロアーホリゾンライト		300	80
フロント吊込スポット		460	120
シーリングスポット		920	230
サスペンションスポット(1台)		150	40
ステージスポット(1台)		150	40
センターピン		1,020	250
ミラーボール		510	130
リニアエフェクトマシン		150	40
リップマシン		150	40
芯なしダブルマシン		150	40
先玉(1個)		100	30
スライドキャリア		150	40
映写設備	16mm映写機(スクリーン共)	1,540	390
	スライド映写機(1台)	510	130
	オーバーヘッド	510	130
楽器	ピアノ(調律料は含まない。)	4,620	1,160
	エレクトーン	2,050	510
その他	持込み器具1KW(1台)	150	40
	テープレコーダー録音料	510	130
	ビデオレコーダー録画料		実費

備考 1時間未満は、1時間とみなす。

視聴覚室

(単位 円)

品名	使用料4時間まで	超過料金1時間につき
拡声装置 (マイク2本付)	1,020	250
ダイナミックマイク (1本)	300	80
ワイヤレスマイク (一式)	820	200
レコードプレーヤー	510	130
テープレコーダー	510	130
マイクスタンド (ブーム型1本)	200	50
マイクスタンド (床上型1本)	150	40
マイクスタンド (卓上型1本)	150	40
ヘッドホン (マイク付)	200	50
スライド映写機 (1台)	300	80
16mm映写機 (スクリーン共)	1,020	250
ビデオプロジェクター	510	130

備考 1時間未満は、1時間とみなす。

(天理市民会館条例の一部改正)

第2条 天理市民会館条例(昭和42年3月天理市条例第13号)の一部を次のように改正する。

別表第1、別表第2及び別表第3を次のように改める。

別表第1 (第5条、第7条関係)

天理市民会館施設使用料

(単位 円)

区分		9:00 ～ 12:00	13:00 ～ 17:00	18:00 ～ 22:00	9:00 ～ 17:00	13:00 ～ 22:00	9:00 ～ 22:00	超過料金 1時間 につき	
ホール	入場料等を 徴収しない 場合	平日	11,310	16,450	19,540	30,850	39,080	55,540	4,110
		日曜日・土曜日	14,400	20,570	24,680	39,080	49,370	69,940	5,140
	入場料等を 徴収する場 合	平日	22,620	32,910	39,080	61,710	78,170	111,080	7,710
		日曜日・土曜日	28,800	41,140	49,370	78,170	98,740	139,880	9,770
楽屋 (大)		2,570	3,080	3,080	5,650	6,170	8,740	820	
楽屋 (小)		1,540	2,050	2,050	3,600	4,110	5,650	510	
化粧室		1,020	1,540	1,540	2,570	3,080	4,110	300	
大会議室		3,080	4,110	4,110	7,200	8,220	11,310	1,020	
中会議室 (1・2・3・4)		1,540	2,050	2,050	3,600	4,110	5,650	510	
小会議室 (1・2・3)		1,020	1,540	1,540	2,570	3,080	4,110	300	
和室 (1・2・3・4)		1,020	1,540	1,540	2,570	3,080	4,110	300	
託児室		1,020	1,540	1,540	2,570	3,080	4,110	300	
冷暖房	ホール	1時間につき 3,080							
	その他の施設	無料							

備考

- 1 1時間未満は、1時間とみなす。
- 2 入場料等を徴収する場合とは、次の場合をいう。
 - (1) 入場料を徴収する場合
 - (2) 会費又は協力費を徴収する場合
 - (3) 商品等の売上高により招待券を発行する場合
 - (4) その他これらに準ずる場合

別表第2 (第5条、第7条関係)

ホール設備等使用料

(単位 円)

品名		4時間以内	超過料金1時間につき
舞台設備	指揮者台	300	100
	指揮者用譜面台	200	100
	譜面台 1台	100	50
	花瓶	300	100
	講演用机	510	200
	司会者台	200	100
	音響板	5,140	2,050
	山台 1台	300	100
	屏風 1双	300	100
音響設備	拡声装置 (マイク2本付)	4,110	1,540
	コンデンサーマイク 1本	1,020	410
	ダイナミックマイク 1本	510	200
	ワイヤレスマイク 1本	610	200
	ステレオマイク 1本	1,020	410
	マイクスタンド (床上型) 1本	200	100
	マイクスタンド (卓上型) 1本	200	100
	マイクスタンド (ブーム型) 1本	300	100
	3点吊りマイク装置 (マイク別)	1,020	300
	エレベーターマイク (マイク付) 1台	1,230	510
	レコードプレーヤー 1台	820	300
	カセットデッキ 1台	610	200
	オープンデッキ 1台	1,020	300
	CDプレーヤー 1台	610	200
	MDレコーダー 1台	610	200
	DATレコーダー 1台	610	200
	はね返しスピーカー 一式	510	200
	ステージスピーカー 一式	1,020	300
照明設備	フットライト	820	300
	第1ボーダーライト	510	200
	第2ボーダーライト	510	200
	アッパーホリゾンライト	1,230	410
	ロアーホリゾンライト	610	200
	2Fフロントライト	820	300
	3Fフロントライト	820	300
	シーリングスポットライト 一式	2,050	720
	PFD吊り込みスポットライト 1台	200	100
	客席吊り込みスポットライト	1,020	410
	スポットライト1kw 1台	200	100
	スポットライト500W 1台	150	80
	ピンスポットライト クセノン2kw 1台	2,050	820
	ピンスポットライト ハロゲン1kw 1台	1,020	410
	ピンスポットライト ハロゲン650W 1台	820	300
	ミラーボール 1台	610	200
	エフェクトマシン 1台	610	200
先玉 1個	100	50	

	オーロラマシン 1台	610	200
	スモークマシン 1台	2,050	820
	ストロボ 一式	1,230	410
	スタンド 1台	100	50
	オートカラーチェンジ 一式	820	300
映 写 設 備	16mm映写機 スクリーン共	2,050	720
	映写用スクリーン	1,020	410
	オーバーヘッドプロジェクター 1台	610	200
	液晶プロジェクター 1台	1,540	300
	スライドプロジェクター 1台	1,020	300
	移動用スクリーン 1台	300	100
そ の 他	グランドピアノ	5,140	1,230
	エレクトーン	2,050	610
	展示パネル 1台	100	—
	持ち込み器具 1kwにつき	150	80

備考

- 1 1時間未満は、1時間とみなす。
- 2 1kw未満は、1kwとみなす。

別表第3 (第5条、第7条関係)

会議室等貸出設備使用料

(単位 円)

品名	4時間以内	超過料金 1時間につき
大会議室音響設備 一式	1,540	300
液晶プロジェクター 1台	1,540	300
ピアノ 1台	1,020	410
BDレコーダー 1台	820	200
CDラジカセ 1台	510	200

備考 1時間未満は、1時間とみなす。

(天理市行政財産使用料条例の一部改正)

第3条 天理市行政財産使用料条例(昭和61年3月天理市条例第1号)の一部を次のように改正する。

別表備考第4項中「使用期間」を「土地(その他の土地使用の場合に限る。)及び建物の使用期間」に、「とする」を「とし、使用期間が1月に満たないとき、又は使用期間に1月未満の端数があるときは、日割計算した額とする」に改め、同備考に次の1項を加える。

5 土地使用料(その他の土地使用の場合で、使用期間が1月に満たないときに限る。)及び建物使用料の使用料金は、この表の規定により算定した使用料金に消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額の合計額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)をいう。)を加算した額とする。

(天理市人権センター条例の一部改正)

第4条 天理市人権センター条例(平成21年3月天理市条例第12号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

天理市人権センター使用料

(単位 円)

区分	9 : 00	13 : 00	18 : 00	9 : 00	13 : 00	9 : 00	超過料金 1 時間 につき
	～ 12 : 00	～ 17 : 00	～ 21 : 00	～ 17 : 00	～ 21 : 00	～ 21 : 00	
大会議室	920	1,230	920	2,160	2,160	3,080	300
研修室	920	1,230	920	2,160	2,160	3,080	300
相談室	300	410	300	720	720	1,020	100

備考 1時間未満は、1時間とみなす。

(天理市コミュニティセンター条例の一部改正)

第5条 天理市コミュニティセンター条例（平成2年12月天理市条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

天理市コミュニティセンター使用料

(単位 円)

区分		9:00 ～ 12:00	13:00 ～ 17:00	18:00 ～ 21:00	9:00 ～ 17:00	13:00 ～ 21:00	9:00 ～ 21:00	超過料金 1時間に つき
天理市嘉幡コ ミュニティセ ンター	大会議室	920	1,230	920	2,160	2,160	3,080	300
	研修室	920	1,230	920	2,160	2,160	3,080	300
	相談室	300	410	300	720	720	1,020	100
天理市御経野 コミュニティ センター	大会議室	920	1,230	920	2,160	2,160	3,080	300
	調理室	920	1,230	920	2,160	2,160	3,080	300
	研修室	920	1,230	920	2,160	2,160	3,080	300
	相談室	300	410	300	720	720	1,020	100

備考 1時間未満は、1時間とみなす。

(天理市男女共同参画プラザ条例の一部改正)

第6条 天理市男女共同参画プラザ条例（平成10年3月天理市条例第7号）の一部を次のように改正する。
別表を次のように改める。

別表（第4条、第6条関係）

天理市男女共同参画プラザ会議室使用料

（単位 円）

区分	9：00～ 12：00	13：00～ 17：00	18：00～ 21：00	9：00～ 21：00	超過料金1時間 につき
1階会議室	1,130	1,540	1,850	3,080	410
2階小会議室	300	410	510	1,020	100
3階会議室	820	1,020	1,330	2,260	300

備考 1時間未満は、1時間とみなす。

（天理市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部改正）

第7条 天理市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成25年3月天理市条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表中「3,000円」を「3,080円」に、「1,000円」を「1,020円」に、「700円」を「720円」に改める。

（天理市名阪高架下駐車場条例の一部改正）

第8条 天理市名阪高架下駐車場条例（平成20年12月天理市条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表中「1,300円」を「1,330円」に、「1,100円」を「1,130円」に改める。

（天理市都市公園条例の一部を改正する条例の一部改正）

第9条 天理市都市公園条例の一部を改正する条例（平成25年3月天理市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第2第1項の改正規定中「500円」を「510円」に改め、同表第2項の改正規定を次のように改める。

2 天理市立総合体育館

(1) 施設利用料金

有料公園施設の名称	利用時間		午前 (9：00～ 12：00)	午後 (13：00～ 17：00)	夜間 (18：00～ 21：00)	全日 (9：00～ 21：00)	
			区分				
天理市立総合体育館	主競技場	全面利用	3,080円	4,320円	6,170円	12,340円	
		部分利用	床面積の2分の1	1,540円	2,160円	3,080円	6,170円
			床面積の3分の1	1,020円	1,440円	2,050円	4,110円
	サブ競技場	全面利用	1,020円	1,440円	2,050円	4,110円	
		部分利用	個人利用	100円	150円	200円	
	トレーニング室	部分利用	個人利用	100円	150円	200円	
	選手控室		820円	1,020円	1,230円	2,880円	
	研修室		300円	410円	510円	1,130円	

備考

(1) 「個人利用」とは、トレーニング器具を用いて利用する場合、卓球の練習で利用する場合その他利用者が1人又は数人であって小面積を利用する場合で指定管理者が認めるものをいう。

(2) 市外に住所（団体又は法人にあっては、その事務所）を有する者が利用する場合における利用料金は、当該利用料金の2倍相当額とする。

(2) 附属設備及び器具の利用料金

種類	単位	利用料金		備考
		午前・午後・夜間 (各1回につき)	全日	
バスケットボール用具	1式	610円	1,540円	ボールを除く。
バレーボール用具	〃	200円	510円	ボールを除く。
バドミントン用具	〃	200円	510円	ラケット及び羽根

				を除く。
テニス用具	〃	200円	510円	ラケット及びボールを除く。
卓球用具	〃	200円	510円	ラケット及び球を除く。
ハンドボール用具	〃	200円	510円	ボールを除く。
電光掲示板	〃	1,020円	2,570円	
放送設備	〃	1,540円	4,110円	
ステージ	〃	1,020円	2,050円	
パイプ椅子	1脚		50円	

備考 この表に掲げるもの以外の附属設備及び器具の利用料金の額は、類似する附属設備及び器具の利用料金の額に準じて指定管理者が市長の承認を得て算定した額とする。

附則に次の1項を加える。

- 3 改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の有料公園施設の利用に係る利用料金について適用し、同日前の有料公園施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(天理市立公民館条例の一部改正)

第10条 天理市立公民館条例（昭和61年3月天理市条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

天理市立公民館使用料

(単位 円)

区分	9:00～ 13:00	13:00～ 17:00	17:00～ 22:00	9:00～ 22:00	超過料金 1時間 につき
大会議室	1,130	1,130	1,330	2,770	200
小会議室	300	300	510	1,020	100
談話室	300	300	510	1,020	100
料理室（講座室）	410	410	610	1,230	200
和室（茶室）	300	300	510	1,020	100

備考 1時間未満は、1時間とみなす。

(天理市体育施設条例の一部改正)

第11条 天理市体育施設条例（平成25年3月天理市条例第17号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

4 別表の規定は、この条例の施行の日以後の体育施設等の利用に係る利用料金から適用する。

別表第1項中「2,650円」を「2,720円」に、「1,650円」を「1,690円」に改め、同表第2項及び第3項中「500円」を「510円」に改め、同表第4項中

「

200円	200円	350円
400円	400円	700円
3,000円	3,000円	5,500円
6,000円	6,000円	10,500円

を

「

200円	200円	360円
410円	410円	720円
3,080円	3,080円	5,650円
6,170円	6,170円	10,800円

に改める。

」

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第9条及び第11条の規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 第1条の規定による改正後の天理市文化センター条例、第2条の規定による改正後の天理市民会館条例、第3条の規定による改正後の天理市行政財産使用料条例、第4条の規定による改正後の天理市人権センター条例、第5条の規定による改正後の天理市コミュニティセンター条例、第6条の規定による改正後の天理市男女共同参画プラザ条例、第7条の規定による改正後の天理市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例、第8条の規定による改正後の天理市名阪高架下駐車場条例及び第10条の規定による改正後の天理市立公民館条例の規定は、それぞれ、この条例の施行の日以後の天理市文化センターの施設及び設備等、天理市民会館の施設及び設備等、行政財産、天理市人権センター、天理市コミュニティセンター、天理市男女共同参画プラザの会議室、天理市名阪高架下駐車場並びに天理市立公民館（以下「天理市文化センター施設等」という。）の使用に係る天理市文化センター施設等の使用料及び廃棄物の処理に係る廃棄物処理手数料について適用し、同日前の天理市文化センター施設等の使用に係る使用料及び廃棄物の処理に係る廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。

(平成25年12月27日揭示済)

天理市立休日応急診療所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月27日

天理市長 並 河 健

天理市条例第32号

天理市立休日応急診療所条例の一部を改正する条例

天理市立休日応急診療所条例（昭和53年 9 月天理市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第 5 条を次のように改める。

（使用料及び手数料）

第 5 条 診療を受ける者の使用料及び手数料は、次のとおりとする。

（1）診療に係る使用料 健康保険法（大正11年法律第70号）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定に基づき定められた診療報酬の算定方法により算定した額。ただし、これにより算定し難いものについては、市長が別に定める額

（2）診断書、証明書等の交付に係る手数料 1 通につき5 0 0円以上5, 0 0 0円以下の範囲内において市長が定める額

2 前項の使用料又は手数料について、消費税法（昭和63年法律第1 0 8号）の規定により消費税が課される部分がある場合は、当該部分に消費税等相当額（同法に基づき消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法（昭和25年法律第2 2 6号）に基づき地方消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額の合計額（その額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）をいう。）を加算した額とする。

3 前 2 項の規定により算定した額に10円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。

附 則

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

（平成25年12月27日掲示済）

天理市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月27日

天理市長 並 河 健

天理市条例第33号

天理市営住宅条例の一部を改正する条例

天理市営住宅条例（平成 9 年12月天理市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項第 8 号を次のように改める。

（8）配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第 1 条第 2 項に規定する被害者又は同法第28条の 2 に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者でア又はイのいずれかに該当するもの

ア 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第 3 条第 3 項第 3 号（同法第28条の 2 において準用する場合を含む。）の規定による一時保護又は同法第 5 条（同法第28条の 2 において準用する場合を含む。）の規定による保護が終了した日から起算して 5 年を経過していない者

イ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第10条第 1 項（同法第28条の 2 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して 5 年を経過していないもの

附 則

この条例は、平成26年 1 月 3 日から施行する。

（平成25年12月27日掲示済）

天理市議会の審議機能を強化するための政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月27日

天理市長 並 河 健

天理市条例第34号

天理市議会の審議機能を強化するための政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

天理市議会の審議機能を強化するための政務活動費の交付に関する条例（平成13年 3 月天理市条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

広報費	議員が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費（広報紙・報告書等印刷費、会場費、茶菓子代、文書通信費、交通費等）
-----	--

広聴費	議員が行う住民からの市政及び議員の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費 (資料印刷費、会場費、茶菓子代、文書通信費、交通費等)
要請・陳情活動費	議員が要請、陳情活動を行うために必要な経費 (資料印刷費、文書通信費、交通費、宿泊費等)
会議費	議員が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費 (会場費、資料印刷費、交通費、宿泊費、文書通信費、参加費等)

を
「

広聴費	議員が行う住民からの市政及び議員の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費 (資料印刷費、会場費、茶菓子代、文書通信費、交通費等)
要請・陳情活動費	議員が要請、陳情活動を行うために必要な経費 (資料印刷費、文書通信費、交通費、宿泊費等)

に改める。
別記様式中

「

科 目	金 額 (円)	備 考
調 査 研 究 費		
研 修 費		
広 報 費		
広 聴 費		
要請・陳情活動費		
会 議 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		
人件費その他の経費		
事 務 所 費		
合 計		

を
「

科 目	金 額 (円)	備 考
調 査 研 究 費		
研 修 費		
広 聴 費		
要請・陳情活動費		

資料作成費		
資料購入費		
人件費その他の経費		
事務所費		
合計		

に、
「

科 目	金 額 (円)	科 目	金 額 (円)
調査研究費		研修費	
広報費		広聴費	
要請・陳情活動費		会議費	
資料作成費		資料購入費	
人件費		事務所費	
合計			

を
「

科 目	金 額 (円)	科 目	金 額 (円)
調査研究費		研修費	
広聴費		要請・陳情活動費	
資料作成費		資料購入費	
人件費		事務所費	
合計			

に改める。

附 則

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

(平成25年12月27日掲示済)

天理市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月27日

天理市長 並 河 健

天理市条例第35号

天理市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

天理市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年 1 月天理市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 3 項を第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

- 3 議会の議員が第 1 項に定める職を兼ねた場合においては、当該非常勤の職員としての報酬は支給しない。ただし、議会の議員が監査委員又は農業委員会の委員を兼ねた場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

規 則

(平成25年12月26日 掲示済)

天理市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年12月26日

天理市長 並 河 健

天理市規則第29号

天理市公印規則の一部を改正する規則

天理市公印規則（平成10年12月天理市規則第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1第5項を次のように改める。

5 その他

	名称	ひな型	書体	寸法 (mm)	個数	用途	公印管守課
1	副市長印	1	てん書	方24	1	副市長名をもって発する文書	総務課
2	市長公室長印	2	てん書	方21	1	市長公室長名をもって発する文書	総務課
3	会計管理者印	3	てん書	方21	1	会計管理者名をもって発する文書	会計室
4	社会福祉事務所印	4	てん書	方20	1	社会福祉事務所名をもって発する文書	社会福祉事務所 社会福祉課
5	社会福祉事務所長印	5	てん書	方20	1	社会福祉事務所長名をもって発する文書	社会福祉事務所 社会福祉課
				方13.5	1	同上（生活保護事務用）	社会福祉事務所 社会福祉課
6	病院印	6	てん書	方20	1	病院名をもって発する文書	病院事務局
7	病院長印	7	てん書	方20	1	病院長名をもって発する文書	病院事務局
8	病院企業出納員印	8	てん書	方20	1	病院事業の出納に係る文書	病院事務局
9	中央保育所長印	9	てん書	方20	1	中央保育所長名をもって発する文書	児童福祉課
10	南保育所長印	10	てん書	方20	1	南保育所長名をもって発する文書	児童福祉課

11	山田保育所 長印	11	てん書	方20	1	山田保育所長 名をもって発 する文書	児童福祉課
12	北保育所長 印	12	てん書	方20	1	北保育所長名 をもって発す る文書	児童福祉課
13	嘉幡保育所 長印	13	てん書	方20	1	嘉幡保育所長 名をもって発 する文書	児童福祉課
14	やまだこども 園長印	14	てん書	方20	1	やまだこども 園長名をもつ て発する文書	児童福祉課
15	市民会館印	15	てん書	方24	1	市民会館名を もって発する 文書	市民会館
16	消防団長印	16	てん書	方20	1	消防団長名を もって発する 文書	防災課

別表第2第5項中第15号を第16号とし、第2号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

2

天	理	市
市	長	公
長	之	印

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成25年12月26日掲示済)

天理市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年12月26日

天理市長 並 河 健

天理市規則第30号

天理市会計規則の一部を改正する規則

天理市会計規則（昭和45年3月天理市規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

会計室	室長	会計室	(現) 会計係長及び係員
-----	----	-----	--------------

」

を

「

会計室	室長	会計室	(現) 会計係長及び係員
教育委員会事務局 教育総務課	課長	教育委員会事務局 教育総務課	(現) 施設係長及び係員

」

に改める。

別表第 2 中

「

まちづくり事業課 区画整理推進室担 当課長	所管に係る工事用原材料の出納及び保管	(物) 区画整理係長
	保留地処分金等の出納	(現) 区画整理係長
	行政財産使用料の収納	

」

を

「

まちづくり事業課 区画整理推進室担 当課長	所管に係る工事用原材料の出納及び保管	(物) 区画整理係長
	保留地処分金等の出納	(現) 区画整理係長
	行政財産使用料の収納	
教育総務課長	所管に係る徴収金の収納	(現) 施設係長及び係員

」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成25年12月26日揭示済)

天理市屋外広告物の設置許可等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年12月26日

天理市長 並 河 健

天理市規則第31号

天理市屋外広告物の設置許可等に関する規則の一部を改正する規則

天理市屋外広告物の設置許可等に関する規則（平成14年3月天理市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第5条の2の次に次の1条を加える。

（除却の届出）

第5条の3 条例第5条第1項又は第8条の規定により許可を受けた広告物を除却した者は、遅滞なく屋外広告物除却届（様式第3号の3）を市長に提出しなければならない。

第6条の3中「様式第3号の3」を「様式第3号の4」に改める。

第6条の5中「様式第3号の4」を「様式第3号の5」に改める。

様式第3号の4を様式第3号の5とし、様式第3号の3を様式第3号の4とし、様式第3号の2の次に次の1様式を加える。

平成26年 1 月10日 金曜日

天理市公報

様式第 3 号の 3 (第 5 条の 3 関係)

屋 外 広 告 物 除 却 届

年 月 日

天理市長 様

届出者 住 所

氏 名

印

(電 話

)

次のとおり屋外広告物を除却しましたので、届け出ます。

表示又は設置の場所			
種 類		数 量	
表示又は設置の期間	年 月 日から 年 月 日まで		
許 可 番 号	第 号	許可年月日	年 月 日
除 却 年 月 日	年 月 日		
摘 要			

(注) 法人の場合には、その名称、主な事務所の所在地及び代表者の氏名を記入してください。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

(平成25年12月6日揭示済)

天理市告示第400号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年12月6日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成25年12月6日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年12月6日から平成26年2月3日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- 6 返還時に必要なもの
 - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）
 - (2) 移動・保管費用（1台につき）
 - ア 移動費 2,000円
 - イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 7 連絡先
天理市自転車等保管施設 電話 0743-62-7778
天理市総務部地域安全課 電話 0743-63-1001

(平成25年12月9日揭示済)

天理市告示第401号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年12月9日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成25年12月9日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所 略
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年12月9日から平成26年2月6日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成25年12月9日揭示済)

天理市告示第402号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年12月9日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年12月9日
 - 3 移動対象区域
天理市石上町672番地先放置禁止区域外
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年12月9日から平成26年2月6日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成25年12月10日揭示済)

天理市告示第403号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年12月10日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年12月10日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年12月10日から平成26年2月7日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成25年12月11日揭示済)

天理市告示第404号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年12月11日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日

平成25年12月11日

- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年12月11日から平成26年2月8日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成25年12月12日揭示済)

天理市告示第405号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年12月12日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年12月12日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年12月12日から平成26年2月9日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成25年12月13日揭示済)

天理市告示第406号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年12月13日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年12月13日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年12月13日から平成26年2月10日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成25年12月13日掲示済)

天理市告示第407号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年12月13日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年12月13日
 - 3 移動対象区域
天理市丹波市町139番地1先放置禁止区域外
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年12月13日から平成26年2月10日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成25年12月16日掲示済)

天理市告示第408号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年12月16日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年12月16日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年12月16日から平成26年2月13日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成25年12月17日掲示済)

天理市告示第409号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年12月17日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日

平成25年12月17日

- 3 移動対象区域
天理市丹波市町359番地1先放置禁止区域外
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年12月17日から平成26年2月14日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成25年12月18日揭示済)

天理市告示第410号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年12月18日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年12月18日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年12月18日から平成26年2月15日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成25年12月19日揭示済)

天理市告示第411号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年12月19日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年12月19日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年12月19日から平成26年2月16日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成25年12月24日揭示済)

天理市告示第412号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年12月24日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年12月24日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年12月24日から平成26年 2 月21日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成25年12月24日揭示済)

天理市告示第413号

平成25年12月24日付で議決のあった平成25年度天理市一般会計補正予算（第4号）等の要領は次のとおりである。

平成25年12月24日

天理市長 並 河 健

平成25年度天理市一般会計補正予算（第4号）

平成25年度天理市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ194,229千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25,600,220千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
12 分担金及び負担金		361,674	17,243	378,917
	2 負担金	357,135	17,243	374,378
14 国庫支出金		2,972,502	80,756	3,053,258
	1 国庫負担金	2,629,394	85,421	2,714,815
	2 国庫補助金	325,222	△4,665	320,557
15 県支出金		1,533,026	95,040	1,628,066
	1 県負担金	951,316	43,178	994,494
	2 県補助金	446,587	51,862	498,449
18 繰入金		887,320	△30,700	856,620

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 基金繰入金	878,295	△30,700	847,595
20 諸収入		350,683	31,890	382,573
	5 雑入	189,383	31,890	221,273
歳入合計		25,405,991	194,229	25,600,220

2 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 議会費		290,002	1,019	291,021
	1 議会費	290,002	1,019	291,021
2 総務費		2,438,344	22,749	2,461,093
	1 総務管理費	1,841,265	26,077	1,867,342
	2 徴税費	323,985	△13,729	310,256
	3 戸籍住民基本台帳費	141,660	9,913	151,573
	4 選挙費	86,539	1,807	88,346
	5 統計調査費	12,433	△189	12,244
	6 監査委員費	32,462	△1,130	31,332
3 民生費		10,945,168	188,377	11,133,545

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 社会福祉費	5,866,377	128,840	5,995,217
	2 児童福祉費	3,943,236	60,944	4,004,180
	3 生活保護費	1,135,004	△1,407	1,133,597
4 衛生費		1,524,208	30,722	1,554,930
	1 保健衛生費	545,231	6,459	551,690
	2 清掃費	978,977	24,263	1,003,240
6 農林費		272,170	△7,283	264,887
	1 農業費	249,650	△6,960	242,690
	2 林業費	22,520	△323	22,197
7 商工費		194,629	△5,865	188,764
	1 商工費	194,629	△5,865	188,764

8 土木費		3,410,068	273	3,410,341
	1 土木管理費	165,797	12,075	177,872
	2 道路橋りょう費	311,462	△10,529	300,933
	3 河川費	289,626	△2,748	286,878
	4 都市計画費	2,541,785	△2,894	2,538,891
	5 住宅費	101,398	4,369	105,767
9 消防費		848,180	500	848,680
	1 消防費	848,180	500	848,680
10 教育費		2,788,845	△49,406	2,739,439
	1 教育総務費	463,504	△10,080	453,424
	2 小学校費	617,282	△4,927	612,355
	3 中学校費	237,136	△3,011	234,125

款	項	補正前の額	補正額	計
	4 幼稚園費	595,024	△21,353	573,671
	5 社会教育費	714,728	8,192	722,920
	6 保健体育費	161,171	△18,227	142,944
11 災害復旧費		20,509	13,143	33,652
	1 公共土木施設災害復旧費	11,096	△258	10,838
	2 農林業施設災害復旧費	9,413	13,401	22,814
歳出	合計	25,405,991	194,229	25,600,220

平成25年度天理市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

平成25年度天理市の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ229,760千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,983,784千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		2,291,880	226,995	2,518,875
	1 国庫負担金	1,756,362	217,464	1,973,826
	2 国庫補助金	535,518	9,531	545,049
6 県支出金		356,351	6,687	363,038
	2 県補助金	309,581	6,687	316,268
9 繰入金		416,169	△3,922	412,247
	1 他会計繰入金	416,169	△3,922	412,247
歳入合計		6,754,024	229,760	6,983,784

2 歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		140,367	△4,110	136,257
	1 総務管理費	116,559	△4,110	112,449
2 保険給付費		4,346,150	136,155	4,482,305
	1 療養諸費	3,804,964	111,447	3,916,411
	2 高額療養費	487,010	24,708	511,718
9 基金積立金		100	97,715	97,815
	1 基金積立金	100	97,715	97,815
歳出合計		6,754,024	229,760	6,983,784

平成25年度天理市水道事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 平成25年度天理市水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 水道事業収益	2,279,778千円	132,079千円	2,411,857千円
第1項 営業収益	2,269,498千円	132,079千円	2,401,577千円
	支	出	
第1款 水道事業費用	2,245,908千円	101,762千円	2,347,670千円
第1項 営業費用	2,094,525千円	100,013千円	2,194,538千円
第2項 営業外費用	146,899千円	1,749千円	148,648千円

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,046,727千円は、過年度分損益勘定留保資金787,099千円、当年度分損益勘定留保資金225,851千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額33,777千円で補填するものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,046,727千円は、過年度分損益勘定留保資金503,138千円、当年度分損益勘定留保資金509,812千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額33,777千円で補填するものとする。」に改める。

平成25年度天理市水道事業会計補正予算(第1号)実施計画

収益的收入及び支出

収 入

款	項	目	予定額(千円)	備 考 (千円)
1 水道事業収益			132,079	既決予定額 2,279,778 計 2,411,857
	1 営業収益		132,079	既決予定額 2,269,498 計 2,401,577
		3 その他営業収益	132,079	既決予定額 2,865 5 負担金 132,079 計 134,944

支 出

款	項	目	予定額(千円)	備 考 (千円)
1 水道事業費用			101,762	既決予定額 2,245,908 計 2,347,670
	1 営業費用		100,013	既決予定額 2,094,525 計 2,194,538
		1 原水及び浄水費	100,013	既決予定額 950,069 15 動力費 21,478 20 受水費 78,535 計 1,050,082
	2 営業外費用		1,749	既決予定額 146,899 計 148,648
		3 消費税及び地方消費税	1,749	既決予定額 23,118 1 消費税及び地方消費税 1,749 計 24,867

平成25年度天理市水道事業会計資金計画

(単位:千円)

区 分	前年度決算額	当年度予定額	増 減
受 入 資 金	6,221,964	5,972,124	△ 249,840
1 水 道 事 業 収 益	2,209,719	2,184,507	△ 25,212
2 工 事 負 担 金	48,290	44,223	△ 4,067
3 固 定 資 産 売 却 代 金	0	10	10
4 補 助 金	10,782	11,069	287
5 前 年 度 未 収 金	264,042	327,161	63,119
6 投 資 償 還 金	99,344	396,588	297,244
7 そ の 他	1,595,882	1,152,988	△ 442,894
8 前 年 度 繰 越 金	1,993,905	1,855,578	△ 138,327
支 払 資 金	4,366,386	4,489,513	123,127
1 水 道 事 業 費 用	1,327,171	1,471,669	144,498
2 建 設 改 良 費	392,795	746,072	353,277
3 企 業 債 償 還 金	304,018	302,675	△ 1,343
4 前 年 度 未 払 金	195,626	260,398	64,772
5 投 資	300,000	400,000	100,000
6 そ の 他	1,846,776	1,308,699	△ 538,077
差 引	1,855,578	1,482,611	△ 372,967

平成25年度天理市水道事業予定貸借対照表

(平成26年 3月31日)

(消費税及び地方消費税抜き)

(単位:千円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有形固定資産

イ 土 地		521,275	
ロ 建 物	1,398,561		
減価償却累計額	<u>505,631</u>	892,930	
ハ 構 築 物	21,564,651		
減価償却累計額	<u>10,017,983</u>	11,546,668	
ニ 機 械 及 び 装 置	4,931,026		
減価償却累計額	<u>3,996,183</u>	934,843	
ホ 車 両 及 び 運 搬 具	28,201		
減価償却累計額	<u>23,245</u>	4,956	
ヘ 工 具、器 具 及 び 備 品	70,234		
減価償却累計額	<u>52,641</u>	17,593	
ト 量 水 器	80,010		
減価償却累計額	<u>38,830</u>	41,180	
有形固定資産合計			13,959,445

(2) 投 資

イ 投資有価証券		698,467	
ロ その他投資		<u>300,000</u>	
投資合計			<u>998,467</u>
固定資産合計			14,957,912

2 流 動 資 産

(1) 現金預金	1,482,610		
(2) 未収金	238,130		
(3) 貯蔵品	5,854		
(4) 前払金	<u>1,300</u>		
流動資産合計			<u>1,727,894</u>
資産合計			<u>16,685,806</u>

負債の部

3 固定負債			
(1) 退職給与引当金	498,436		
(2) 修繕引当金	<u>404,450</u>		
固定負債合計			902,886
4 流動負債			
(1) 未払金	153,052		
(2) 前受金	297		
(3) 預り金	<u>133,068</u>		
流動負債合計			<u>286,417</u>
負債合計			1,189,303

資本の部

5 資本金			
(1) 自己資本金	4,714,229		
(2) 借入資本金			
イ 企業債	<u>3,571,486</u>		
借入資本金合計		<u>3,571,486</u>	
資本金合計			8,285,715
6 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 受贈財産評価額	47,496		
ロ 工事負担金	2,335,388		
ハ 分担金	2,034,295		
ニ 補助金	947,404		
ホ 寄附金	<u>1,495,400</u>		
資本剰余金合計		6,859,983	
(2) 利益剰余金			
イ 当年度未処分利益剰余金	<u>350,805</u>		
利益剰余金合計		<u>350,805</u>	
剰余金合計			<u>7,210,788</u>
資本合計			<u>15,496,503</u>
負債資本合計			<u>16,685,806</u>

平成24年度天理市水道事業損益計算書

(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

(消費税及び地方消費税抜き)

(単位：千円)

1 営業収益			
(1) 給水収益	2,206,462		
(2) 受託工事収益	8,780		
(3) その他営業収益	<u>120,368</u>	2,335,610	
2 営業費用			
(1) 原水及び浄水費	1,076,139		
(2) 配水及び給水費	185,311		
(3) 受託工事費	7,521		
(4) 総係費	180,135		
(5) 減価償却費	672,263		
(6) 資産減耗費	41,182		
(7) その他営業費用	<u>1</u>	<u>2,162,552</u>	
営業利益			173,058
3 営業外収益			
(1) 受取利息	2,571		
(2) 他会計補助金	5,501		
(3) 雑収益	<u>463</u>	8,535	
4 営業外費用			
(1) 支払利息	133,733		
(2) 雑支出	<u>6,434</u>	<u>140,167</u>	<u>△131,632</u>
経常利益			41,426
5 特別利益			
(1) 固定資産売却益	0		
(2) 過年度損益修正益	<u>0</u>	0	
6 特別損失			
(1) 固定資産売却損	0		
(2) 過年度損益修正損	<u>3,155</u>	<u>3,155</u>	<u>△3,155</u>
当年度純利益			38,271
前年度繰越利益剰余金			<u>282,217</u>
当年度未処分利益剰余金			<u><u>320,488</u></u>

平成24年度天理市水道事業貸借対照表

(平成25年3月31日)

(消費税及び地方消費税抜き)

(単位：千円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有形固定資産

イ 土 地		521,275	
ロ 建 物	1,398,561		
減価償却累計額	<u>481,275</u>	917,286	
ハ 構 築 物	20,805,420		
減価償却累計額	<u>9,558,703</u>	11,246,717	
ニ 機 械 及 び 装 置	4,899,172		
減価償却累計額	<u>3,797,834</u>	1,101,338	
ホ 車 両 及 び 運 搬 具	26,168		
減価償却累計額	<u>23,101</u>	3,067	
ヘ 工 具、器 具 及 び 備 品	67,410		
減価償却累計額	<u>48,430</u>	18,980	
ト 量 水 器	78,236		
減価償却累計額	<u>38,381</u>	39,855	
チ 建 設 仮 勘 定		<u>17,020</u>	
有形固定資産合計			13,865,538

(2) 投 資

イ 投資有価証券		695,055	
ロ その他投資		<u>300,000</u>	
投資合計			<u>995,055</u>
固定資産合計			14,860,593

2 流 動 資 産

(1) 現金預金		1,855,577	
(2) 未 収 金		340,484	
(3) 貯 蔵 品		6,132	
(4) その他流動資産		<u>20,000</u>	
流動資産合計			<u>2,222,193</u>
資 産 合 計			<u>17,082,786</u>

負債の部

3 固定負債

(1) 引当金

イ 退職給与引当金	571,327	
ロ 修繕引当金	<u>400,450</u>	
引当金合計		<u>971,777</u>

固定負債合計 971,777

4 流動負債

(1) 未払金

260,398

(2) 預り金

133,068

(3) その他流動負債

33,324

流動負債合計 426,790

負債合計 1,398,567

資本の部

5 資本金

(1) 自己資本金

4,703,160

(2) 借入資本金

イ 企業債	<u>3,874,161</u>	
-------	------------------	--

借入資本金合計 3,874,161

資本金合計 8,577,321

6 剰余金

(1) 資本剰余金

イ 受贈財産評価額	47,496	
-----------	--------	--

ロ 工事負担金	2,298,090	
---------	-----------	--

ハ 分担金	1,998,020	
-------	-----------	--

ニ 国庫補助金	947,404	
---------	---------	--

ホ 寄附金	<u>1,495,400</u>	
-------	------------------	--

資本剰余金合計 6,786,410

(2) 利益剰余金

イ 当年度未処分

利益剰余金	<u>320,488</u>	
-------	----------------	--

利益剰余金合計 320,488

剰余金合計 7,106,898

資本合計 15,684,219

負債資本合計 17,082,786

(平成25年12月25日 掲示済)

天理市告示第414号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年12月25日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年12月25日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年12月25日から平成26年 2 月22日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成25年12月26日 掲示済)

天理市告示第415号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年 7 月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成25年12月26日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

（注意）地方税法第20条の2の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成25年12月26日 掲示済)

天理市告示第416号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年12月26日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日
平成25年12月26日
- 3 移動対象区域
天理市東井戸堂町413番地4先放置禁止区域外
- 4 保管場所 略
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間

平成25年12月26日から平成26年2月23日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

- (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
(以下 略)

(平成25年12月27日揭示済)

天理市告示第417号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成25年12月27日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成25年12月27日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成25年12月27日から平成26年2月24日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成25年12月27日揭示済)

天理市告示第418号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市介護福祉課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成25年12月27日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 介護保険法第143条の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

公 告

(平成25年12月13日揭示済)

天理市公告第46号

一般競争入札について

建設工事の請負について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により公告する。

平成25年12月13日

天理市長 並 河 健

第1 競争入札に付する事項等

- (1) 工事名 社会資本整備総合交付金 二階堂地区浸水対策貯留槽設置工事
- (2) 工事場所 天理市 中町
- (3) 工事概要 工事延長 L=57.2m

- | | | |
|------------|-----------------------------|------------------------|
| | 土工 | N = 1 式 |
| | 調整槽 (1, 300m ³) | N = 1 基 |
| | 仮設工 | N = 1 式 |
| (4) 工 期 | 平成26年 3月26日まで | |
| (5) 予定価格 | 125, 932, 800円 | (消費税及び地方消費税に相当する額を含む。) |
| (6) 最低制限価格 | 117, 553, 800円 | (消費税及び地方消費税に相当する額を含む。) |

第2 競争参加資格

- (1) 天理市に対して本市建設工事執行規則第5条に規定する建設工事入札参加資格申請書(様式第1号)を提出している土木工事の資格を有する建設業者(市内に本店又は営業所(建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定するものうち本店を除いたものであって、かつ、当該営業所が本市に対する入札参加資格を有する者に限る。)を有するもの)であって、次の(2)から(3)に掲げる条件をすべて満たし、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けたものであること。
- (2) 次の条件をすべて満たしていること。
- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ② 建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を、土木工事業について受けている者であること。
 - ③ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7ヶ月前までの直近のもの)における土木工事業の総合評定値を有する者であること。
 - ④ 本市が平成25年7月1日に発表した建設工事請負業者格付表(平成25年度)において土木工事業の格付がA等級に位置づけられている者であること。
 - ⑤ 本競争入札参加資格確認時点及び本件の開札日までの間において、本市より入札参加停止措置を受けていない者であること。
 - ⑥ 本工事業の仕様書に対する質問を、書面(様式は自由とする。以下「質問書」という。)により提出した者であること。
 - ⑦ 本市に対して不誠実な行為のない者であること。
 - ⑧ 他詳細は、入札説明書による。
- (3) 次の条件を満たす配置予定技術者をこの工事業を行う期間中、1名専任で配置できること。
- ① 一級土木施工管理技士、もしくは一級建設機械施工技士、技術士(建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)、水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る。))又は、総合技術監理部門(選択科目が建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。))の資格を有する者。又はこれと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者。
 - ② 入札の申し込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者。
 - ③ 監理技術者にあつては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者。

第3 入札手続等

- (1) 担当部課
〒632-8555
天理市川原城町605番地
天理市役所 総務部総務課 入札審査室
電話番号 0743-63-1001 内線 332
- (2) 入札説明書の交付期間及び場所
- ① 交付期間 別表(入札日程)のとおりとする。
 - ② 交付場所 (1)に同じ。

第4 競争参加資格の確認等

本競争の参加希望者は、第2に掲げる競争資格を有することを証明するため、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を下記のとおり提出し、市長から競争参加資格のあることの確認を受けなければならない。

- (1) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出
 - ① 提出期間 別表（入札日程）のとおりとする。
 - ② 提出場所 第3（1）に同じ。
 - ③ 提出部数 各1部
 - ④ 提出方法 持参すること。
 - ⑤ 作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

第5 仕様書公開の日時及び場所

- (1) 日 時 別表（入札日程）のとおりとする。
- (2) 場 所 第3（1）に同じ。
- (3) 仕様書に対する質問書は、質疑の有無にかかわらず、下記期限までに提出するものとする。
 - ① 質問書提出期限 別表（入札日程）のとおりとする。
 - ② 質問書提出場所 第3（1）に同じ
 - ③ 質問書提出方法 質問書の提出は、持参によることとし、郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めません。
- (4) 質問書に対する回答は、別表（入札日程）のとおり回答書を発送するとともに、総務課入札審査室にて閲覧に供します。

第6 入札の方法

- (1) 競争参加資格者は、天理市建設工事執行規則（昭和48年2月天理市規則第4号）第8条に規定する入札書に必要事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便株式会社 天理郵便局留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに郵便により提出しなければならない。
- (2) 入札書の郵送に際しては、封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書1通を入れ封かんし、表側に工事名及び入札者名を記載した上で、外封筒に入れなければならない。
- (3) 外封筒の表面に開札日、工事名、住所又は所在、商号又は名称、代表者氏名等の必要事項を記入した郵便入札送付票を貼付しなければならない。
- (4) 前各項に規定する方法により入札書を送付しなかったとき又は入札書が到着期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

第7 入札書の到着期限日及び送付先

- (1) 到 着 期 限 日 別表（入札日程）のとおりとする。
- (2) 入札書の送付先 日本郵便(株) 天理郵便局 留
天理市役所総務部総務課入札審査室 行

第8 開札日時及び場所

- (1) 日 時 別表（入札日程）のとおりとする。
- (2) 場 所 天理市川原城町605番地 天理市役所3階 334会議室

第9 落札者の決定方法

- (1) 入札の回数は、1回とする。
- (2) 天理市契約規則（昭和40年8月天理市規則第22号）第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し、かつ、最低制限価格を下回らない有効な入札を行った者を落札者とする。決定後、落札者にその旨を通知するとともに、入札結果は総務課入札審査室で公表する。

落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

第10 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除

② 契約保証金 金額については、請負代金額の10分の1以上とし、保証方法等詳細については、天理市建設工事執行規則第13条に規定する契約書に定めるとおりとする。

(2) 入札の無効

本入札説明書に規定した競争参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争参加資格がない者のなした入札、第6に定める入札の方法によらない入札、本市に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札並びに仕様書及び天理市建設工事郵便入札試行要領において示した入札条件等に違反した入札は無効とする。

(3) 入札中止条件

この入札手続執行途中で、入札参加可能者が3者未満となったとき又は入札開札時に入札参加者が3者未満となったときは、その段階で入札手続又は入札を中止する。

第11 入札公告の掲示場所

天理市役所 掲示場

第12 問い合わせ先

天理市役所 総務部総務課 入札審査室

電話番号 0743-63-1001 内線 332

第13 その他

詳細は、入札説明書による。

別表（入札日程）

社会資本整備総合交付金 二階堂地区浸水対策貯留槽設置工事	
事 項	期 間 等
入札説明書の交付	平成25年12月13日（金）から 平成25年12月25日（水）まで 天理市ホームページからダウンロードできます。
申請書の提出期間 仕様書の公開日	平成25年12月13日（金）から 平成25年12月25日（水）まで 申請書等の様式は、天理市ホームページからダウンロード できます。
質問書の提出期限	平成26年 1 月 8 日（水）まで 質問書の提出は、質問がない場合も必ず必要です。
競争参加資格確認 の結果の通知日	平成26年 1 月15日（水）
質問書への回答日	平成26年 1 月15日（水）
競争参加資格がないとした 場合の説明要望書提出期限	平成26年 1 月20日（月）
競争参加資格がないとした 場合の当該理由の回答日	平成26年 1 月23日（木）
入札書到着期限日	平成26年 1 月27日（月）
開札の日時	平成26年 1 月28日（火） 午前9時30分
くじを行う場合の日時	平成26年 1 月28日（火） 午前11時

上記の期間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

(平成25年12月13日掲示済)

天理市公告第47号

一般競争入札について

建設工事の請負について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により公告する。

平成25年12月13日

天理市長 並 河 健

第1 競争入札に付する事項等

- (1) 工 事 名 山の辺第一工区 天理停車場線及び街区整備工事(その3) 及び 山の辺第一工区区画道路整備工事(6-5号線その2)
- (2) 工事場所 天理市 田部町地内
- (3) 工事概要 山の辺第一工区 天理停車場線及び街区整備工事(その3)
- | | |
|-------------|---------|
| 道路改良工事 | L=69.6m |
| 土工 | 1式 |
| 街渠工 | 1式 |
| 車道舗装 | A=940㎡ |
| 歩道舗装 | A=290㎡ |
| 視覚障害者誘導ブロック | 1式 |
| 側溝工W300 | L=467m |
| 電気照明設備工 | 1式 |
| 排水構造物工 | L=29m |
| 舗装工 | A=220㎡ |
| 切盛土工 | A=6300㎡ |
| 法面工 | A=370㎡ |
- 山の辺第一工区 区画道路整備工事(6-5号線その2)
- | | |
|--------|--------|
| 工事延長 | L=91m |
| 路床改良工 | A=470㎡ |
| U型側溝 | L=78m |
| 自由勾配側溝 | W=0.6 |
| | L=31m |
| 集水枳 | N=6箇所 |
| 管渠工 | L=52m |
| 2号組立人孔 | N=2基 |
| 舗装工 | A=470㎡ |
- (4) 工 期 平成26年3月25日まで
- (5) 予定価格 51,482,550円
(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)
- (6) 最低制限価格 47,952,450円
(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)
- (7) その他 本入札は、次の①及び②の工事を1つの工事として合併して入札するものであり、その落札者と各工事について契約を締結する。
- ① 山の辺第一工区 天理停車場線及び街区整備工事(その3)
- ② 山の辺第一工区 区画道路整備工事(6-5号線その2)

第2 競争参加資格

- (1) 天理市に対して本市建設工事執行規則第5条に規定する建設工事入札参加資格申請書(様式第1号)を提出している土木工事の資格を有する建設業者(市内に本店又は営業所(建設業法(昭和24年

法律第100号)第3条第1項に規定するものうち本店を除いたものであって、かつ、当該営業所が本市に対する入札参加資格を有する者に限る。)を有するもの)であって、次の(2)から(3)に掲げる条件をすべて満たし、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けたものであること。

(2) 次の条件をすべて満たしていること。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を、土木工事業について受けている者であること。
- ③ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7ヶ月前までの直近のもの)における土木工事の総合評定値を有する者であること。
- ④ 本市が平成25年7月1日に発表した建設工事請負業者格付表(平成25年度)において土木工事の格付がA等級に位置づけられている者であること。
- ⑤ 本競争入札参加資格確認時点及び本件の開札日までの間において、本市より入札参加停止措置を受けていない者であること。
- ⑥ 本工事の仕様書に対する質問を、書面(様式は自由とする。以下「質問書」という。)により提出した者であること。
- ⑦ 本市に対して不誠実な行為のない者であること。
- ⑧ 他詳細は、入札説明書による。

(3) 次の条件を満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、1名専任で配置できること。

- ① 一級土木施工管理技士、もしくは一級建設機械施工技士、技術士(建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)、水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る。))又は、総合技術監理部門(選択科目が建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。))の資格を有する者。又はこれと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者。
- ② 入札の申し込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者。
- ③ 監理技術者にあつては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者。

第3 入札手続等

(1) 担当部課

〒632-8555

天理市川原城町605番地

天理市役所 総務部総務課 入札審査室

電話番号 0743-63-1001 内線 332

(2) 入札説明書の交付期間及び場所

- ① 交付期間 別表(入札日程)のとおりとする。
- ② 交付場所 (1)に同じ。

第4 競争参加資格の確認等

本競争の参加希望者は、第2に掲げる競争資格を有することを証明するため、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を下記のとおり提出し、市長から競争参加資格のあることの確認を受けなければならない。

(1) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出

- ① 提出期間 別表(入札日程)のとおりとする。
- ② 提出場所 第3(1)に同じ。
- ③ 提出部数 各1部
- ④ 提出方法 持参すること。
- ⑤ 作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

第5 仕様書公開の日時及び場所

(1) 日 時 別表(入札日程)のとおりとする。

- (2) 場 所 第3(1)に同じ。
- (3) 仕様書に対する質問書は、質疑の有無にかかわらず、下記期限までに提出するものとする。
 - ① 質問書提出期限 別表(入札日程)のとおりとする。
 - ② 質問書提出場所 第3(1)に同じ
 - ③ 質問書提出方法 質問書の提出は、持参によることとし、郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めません。
- (4) 質問書に対する回答は、別表(入札日程)のとおり回答書を発送するとともに、総務課入札審査室にて閲覧に供します。

第6 入札の方法

- (1) 競争参加資格者は、天理市建設工事執行規則(昭和48年2月天理市規則第4号)第8条に規定する入札書に必要な事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便株式会社 天理郵便局留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに郵便により提出しなければならない。
- (2) 入札書の郵送に際しては、封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書1通を入れ封かんし、表側に工事名及び入札者名を記載した上で、外封筒に入れなければならない。
- (3) 外封筒の表面に開札日、工事名、住所又は所在、商号又は名称、代表者氏名等の必要事項を記入した郵便入札送付票を貼付しなければならない。
- (4) 前各項に規定する方法により入札書を送付しなかったとき又は入札書が到着期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

第7 入札書の到着期限日及び送付先

- (1) 到 着 期 限 日 別表(入札日程)のとおりとする。
- (2) 入札書の送付先 日本郵便(株) 天理郵便局 留
天理市役所総務部総務課入札審査室 行

第8 開札日時及び場所

- (1) 日 時 別表(入札日程)のとおりとする。
- (2) 場 所 天理市川原城町605番地
天理市役所3階 334会議室

第9 落札者の決定方法

- (1) 入札の回数は、1回とする。
- (2) 天理市契約規則(昭和40年8月天理市規則第22号)第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し、かつ、最低制限価格を下回らない有効な入札を行った者を落札者とする。決定後、落札者にその旨を通知するとともに、入札結果は総務課入札審査室で公表する。
落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

第10 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金
 - ① 入札保証金 免除
 - ② 契約保証金 契約保証金額は第1(7)①及び②の各々について、請負金額の10分の1以上とし、保証方法等詳細については天理市建設工事執行規則(昭和48年2月天理市規則第4号)第13条に規定する契約書に定めるとおりとする。
- (2) 入札の無効
本入札説明書に規定した競争参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争参加資格がない者のなした入札、第6に定める入札の方法によらない入札、本市に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札並びに仕様書及び天理市建設工事郵便入札試行要領において示した入札条件等に違反した入札は無効とする。
- (3) 入札中止条件

この入札手続執行途中で、入札参加可能者が3者未満となったとき又は入札開札時に入札参加者が3者未満となったときは、その段階で入札手続又は入札を中止する。

第11 入札公告の掲示場所

天理市役所 掲示場

第12 問い合わせ先

天理市役所 総務部総務課 入札審査室

電話番号 0743-63-1001 内線 332

第13 その他

詳細は、入札説明書による。

別表（入札日程）

山の辺第一工区 天理停車場線及び街区整備工事（その3） 及び 山の辺第一工区 区画道路整備工事（6-5号線その2）	
事 項	期 間 等
入札説明書の交付	平成25年12月13日（金）から 平成25年12月25日（水）まで 天理市ホームページからダウンロードできます。
申請書の提出期間 仕様書の公開日	平成25年12月13日（金）から 平成25年12月25日（水）まで 申請書等の様式は、天理市ホームページからダウンロード できます。
質問書の提出期限	平成26年1月8日（水）まで 質問書の提出は、質問がない場合も必ず必要です。
競争参加資格確認 の結果の通知日	平成26年1月15日（水）
質問書への回答日	平成26年1月15日（水）
競争参加資格がないとした 場合の説明要望書提出期限	平成26年1月20日（月）
競争参加資格がないとした 場合の当該理由の回答日	平成26年1月23日（木）
入札書到着期限日	平成26年1月27日（月）
開札の日時	平成26年1月28日（火） 午後1時30分
くじを行う場合の日時	平成26年1月28日（火） 午後3時

上記の期間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

(平成25年12月26日 掲示済)

天理市公告第48号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

平成25年12月26日

天理市長 並 河 健

なお、その関係書類を天理市環境経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。

教育委員会

(平成25年12月27日 掲示済)

天教告示第17号

平成26年 1 月 7 日午後 1 時30分から 1 月定例教育委員会を天理市役所に招集する。

平成25年12月27日

天理市教育委員会

教育委員長 前 川 喜 太 郎

農業委員会

(平成25年12月27日 掲示済)

天農委告示第13号

平成26年 1 月 8 日午後 2 時から、下記事項を付議するため天理市農業委員会を天理市役所に招集する。

平成25年12月27日

天理市農業委員会

会長 藏 本 純 次

- 議案第 1 号 農地法第 3 条に関する許可申請について
議案第 2 号 農地法第 4 条に関する許可申請について
議案第 3 号 農地法第 5 条に関する許可申請について
議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
議案第 5 号 その他
① 市街化区域の専決処分について（報告）

議 会

(平成25年12月27日 掲示済)

天理市議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年12月27日

天理市議会議長 廣 井 洋 司

天理市議会規則第 1 号

天理市議会会議規則の一部を改正する規則

天理市議会会議規則（昭和31年10月天理市議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表中「第115条関係」を「第122条関係」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公営企業

(平成25年12月 9 日 掲示済)

天理市上下水道局公告第35号

一般競争入札について

建設工事の請負について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により公告する。

平成25年12月9日

天理市上下水道事業管理者
中 谷 博

第1 競争入札に付する事項等

- (1) 工 事 名 南行水圧調整弁及び電磁流量計更新工事
- (2) 工事場所 天理市杣之内町地内
- (3) 工事概要 既設水圧調整弁撤去 一式
既設電磁流量計撤去 一式
水圧調整弁製作・据付・調整 一式
電磁流量製作・据付・調整 一式
その他付随する諸工事 一式
- (4) 工 期 平成26年3月31日まで
- (5) 予定価格 12,219,900円
(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)
- (6) 低入札調査基準価格(以下「調査基準価格」という。) 設定有り。

第2 競争参加資格

- (1) 天理市上下水道局(以下「局」という。)に対して天理市建設工事執行規則(昭和48年2月天理市規則第4号)第5条に規定する建設工事入札参加資格申請書(様式第1号)を提出している機械器具設置工事及び水道施設工事の資格を有する建設業者であって、次の(2)及び(3)に掲げる条件をすべて満たし、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けたものであること。
- (2) 次の条件をすべて満たしていること。
 - ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ② 建設業法の規定による許可を、機械器具設置工事及び水道施設工事について受けている者であること。
 - ③ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7ヶ月前までの直近のもの)における機械器具設置工事及び水道施設工事の総合評定値がどちらも800点以上を有する者であること。
 - ④ 過去5年以内(本工事の発注年度を含まない。)に上水道施設における水圧調整弁又は電磁流量計の設置工事(工事を完成したものに限る。)の元請実績を有する者であること。
 - ⑤ 本競争入札参加資格確認時点及び本件の開札日までの間において、局より入札参加停止措置を受けていない者であること。
 - ⑥ 局に対して不誠実な行為のない者であること。
 - ⑦ 他詳細は、入札説明書による。
- (3) 次の条件を満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中配置できること。
 - ① 機械器具設置工事及び水道施設工事の主任技術者となり得る国家資格等(実務経験によるものを含む。)を有する者
 - ② 入札の申し込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者

第3 入札手続等

- (1) 担当部課
〒632-8558
天理市川原城町600番地10
天理市上下水道局 総務課 庶務係
電話番号 0743-63-1001 内線 838
- (2) 入札説明書の交付期間及び場所
 - ① 交付期間 別表(入札日程)のとおりとする。
 - ② 交付場所 (1)に同じ。
- (3) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出の期間、場所及び方法

- ① 提出期間 別表（入札日程）のとおりとする。
- ② 提出場所 （1）に同じ。
- ③ 提出部数 各1部
- ④ 提出方法 持参すること。
- ⑤ 作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。
- (4) 仕様書公開の日時及び場所
 - ① 日 時 別表（入札日程）のとおりとする。
 - ② 場 所 （1）に同じ。
- (5) 仕様書に対する質問書は、下記期限までに提出するものとする。（質疑がない場合は提出の必要ありません。）
 - ① 提出期限 別表（入札日程）のとおりとする。
 - ② 提出場所 （1）に同じ。
 - ③ 提出方法 質問書の提出は、持参によることとし、郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めない。
- (6) 質問書に対する回答は、別表（入札日程）のとおりの日には回答書を発送するとともに、総務課庶務係にて閲覧に供します。
- (7) 競争参加資格者は、天理市建設工事執行規則第8条に規定する入札書に必要な事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便株式会社 天理郵便局留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに提出しなければならない。入札書が到着期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。
- (8) 入札書の到着期限日及び送付先
 - ① 到 着 期 限 日 別表（入札日程）のとおりとする。
 - ② 入札書の送付先 日本郵便株式会社 天理郵便局 留
天理市上下水道局総務課 行
- (9) 開札日時及び場所
 - ① 日 時 別表（入札日程）のとおりとする。
 - ② 場 所 天理市川原城町600番地10
天理市上下水道局

第4 落札者の決定

- (1) 本入札の執行回数は、1回限りとする。
- (2) 天理市契約規則（昭和40年8月天理市規則第22号）第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し有効な入札を行った者を落札者とする。
- (3) 落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。
- (4) 調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、前2号にかかわらず、下記によるものとする。
 - ① 天理市上下水道局建設工事に係る低入札価格調査制度に関する取扱要領（平成23年7月）に基づき低入札価格調査を行い、落札者を決定するものとする。
 - ② 調査基準価格を下回る入札をした者は、予定価格の範囲内で最低の入札金額であっても、必ずしも落札者とならない場合がある。

第5 その他

- (1) 入札の無効
本入札説明書に規定した競争参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争参加資格がない者のなした入札、本局に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札、並びに入札説明書及び仕様書において示した入札条件に違反した入札は無効とする。
- (2) 入札中止条件
この入札手続執行途中で、入札参加可能者が3者未満となったとき又は開札時に入札参加者が3者未満となったときは、その段階で入札手続又は入札を中止する。

(3) 入札結果の公表等

落札決定後、入札参加者に対し入札結果通知書をもってその結果を通知するとともに、入札結果を総務課庶務係で公表する。

(4) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除

② 契約保証金 契約保証金の額は、請負代金額の10分の1以上とし、保証方法等詳細については、天理市建設工事執行規則第13条に規定する建設工事請負契約書に定めるとおりとする。

第6 入札公告の掲示場所 天理市役所 掲示場

第7 問い合わせ先

天理市上下水道局 総務課 庶務係

電話番号 0743-63-1001 内線 838

別表（入札日程）

南行水圧調整弁及び電磁流量計更新工事	
事 項	期 間 等
入札説明書の交付期間	平成25年12月9日（月）から 平成25年12月20日（金）まで 天理市上下水道局ホームページからダウンロードできます。
申請書の提出期間 仕様書の公開期間	平成25年12月10日（火）から 平成25年12月20日（金）まで
質問書の提出期限	平成25年12月27日（金）
競争参加資格確認 の結果の通知日	平成26年 1 月 8 日（水）
質問書への回答日	平成26年 1 月 8 日（水）
競争参加資格がないとした 場合の説明要望書提出期限	平成26年 1 月14日（火）
競争参加資格がないとした 場合の当該理由の回答日	平成26年 1 月15日（水）
入札書到着期限日	平成26年 1 月20日（月）
開札の日時	平成26年 1 月21日（火） 午前10時00分
くじを行う場合の日時	平成26年 1 月21日（火） 午後 2 時

上記の期間・期限は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

(平成25年12月12日 掲示済)

天理市上下水道局公告第36号

平成25年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年 3 月天理市条例第 1 号）第 7 条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。

平成25年12月12日

天理市上下水道事業管理者
中 谷 博

記

排水区域の名称	負担金を賦課しようとする区域(町名)
櫛本北第 4 処理分区	櫛本町の一部

(平成25年12月13日 掲示済)

天理市上下水道局告示第10号

天理市指定給水装置工事事業者の指定について

平成25年12月13日付をもって下記の者を天理市指定給水装置工事事業者として指定したので告示する。

平成25年12月13日

天理市上下水道事業管理者
中 谷 博

天理市指定給水装置工事事業者

商 号 大角工業

代表者 大角 秀樹

住 所 奈良県生駒郡三郷町立野南 3 - 28 - 21

(平成25年12月16日 掲示済)

天理市上下水道局公告第37号

平成25年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年 3 月天理市条例第 1 号）第 7 条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。

平成25年12月16日

天理市上下水道事業管理者
中 谷 博

記

排水区域の名称	負担金を賦課しようとする区域(町名)
天理北第 1 処理分区	別所町の一部

(平成25年12月27日 掲示済)

天理市上下水道局公告第38号

平成25年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年 3 月天理市条例第 1 号）第 7 条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。

平成25年12月27日

天理市上下水道事業管理者
中 谷 博

記

排水区域の名称	負担金を賦課しようとする区域(町名)
櫛本北第11処理分区	中町の一部